

**2023年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**憲法**

**第一問【解説】**

独立行政委員会、すなわち、特定の行政事務について内閣から独立して行う、複数の委員よりなる合議機関についての合憲性を問う問題である。本問で問われている人事院は、独立行政委員会の典型例として挙げられる。

独立行政委員会については、憲法 65 条の「行政権は、内閣に属する」との規定に反するため違憲と解する説もあった。しかし、現在では合憲説が通説である。

もっとも、合憲説の中でも、その理由づけに差異がある。

合憲説の中には、内閣に人事権や予算作成権があることを理由に、独立行政委員会が「内閣に属する」といえるため合憲と解する説がある。しかし、このような理由づけは、内閣は裁判所に対しても人事権・予算作成権を有しているため、裁判所も「内閣に属する」こととなってしまうとの批判に直面することとなる。

現在は、合憲説の中でも、憲法は内閣がすべての行政について指揮監督権をもつことを要求していないと解する説が通説である。このような説の根拠として、①憲法 65 条は、「すべて行政権は」内閣に属すると規定しているわけではなく、内閣に帰属しない行政権の可能性を認めていること、②国会による政治的コントロールになじまないまたは望ましくない行政事務（その業務が特に専門性や中立性を必要とする場合）は、内閣から独立の機関に行わせることに合理性が認められること、③憲法 65 条の趣旨を、内閣の対国会責任（憲法 66 条 3 項）を通じた行政活動に対する民主的コントロールを及ぼすことにあると考えるのであれば、国会が直接に指揮監督できる場合には、そのような行政機関の独立性を許容しても憲法 65 条の趣旨に反しないことなどが理由として挙げられる。このような説からすると、独立行政委員会の合憲性は、その所掌事務が独立して行使される必要性（作用の中立性・非政治性）、独立の程度、国会の指揮監督等による民主的コントロールの程度等を総合考慮して決せられるべきこととなる。

以上のような学説を踏まえつつ、人事院の合憲性を検討することを求めている。

**第二問【解説】**

抽象的権利とは、憲法上の権利であって、法的権利ではあるが、具体的権利ではないものである。具体的な権利であれば、その権利だけでは、ただちに司法的救済の対象となる。しかし、抽象的権利は、それだけでは、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求することができない。抽象的権利が具体的権利となるためには、法律による具体化が必要である。

しかし、抽象的権利は、具体的権利ではなくとも、法的権利ではあるので、たんなる政策的目標や国家の責務のことではない。したがって、法律による具体化のありようには、法的

権利としての抽象的権利の観点から統制が可能である。そのような法律に基づく具体的処分が、抽象的権利を規定する憲法に違反するとされることもありうる。

抽象的権利であるとされるのは、生存権その他の社会権、積極的情報収集権（政府情報開示請求権）、プライバシー権（自己情報コントロール権）の積極的側面などである。

生存権については、健康で文化的な最低限度の生活という観念が不確定性をもつこと、裁判所によるその点の判断が困難であること、権利の実施方法が一義的に特定されているとは言いがたいこと、予算的措置が必要となることが、抽象的権利と解する根拠となろう。

政府情報開示請求権が、情報公開法、情報公開条例による具体化を必要とすることについては、不開示自由について、一般的に憲法から直接決まっていると解するのは困難であること、公文書管理制度を整備しないと情報公開制度は絵に描いた餅になることなどが指摘できよう。

自己情報コントロール権の積極的側面についても基本的には同様であるが、しかし、削除請求権などの全てを、抽象的権利として考えてよいかは問題になり得る（用途を失った指紋押捺原票が政府機関で保管されていれば、本人は、憲法上直接にその廃棄を請求できると考えるべきであろう）。近時、受刑者のカルテについて、個人情報保護法の適用除外規定が適用されないとの苦しい解釈をする判例・裁判例が散見されるが、本来は、抽象的権利としての自己情報コントロール権の観点から、少なくとも適用違憲との判断によるなどの処置が適切とみるべきではなかろうか